

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成25年6月27日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県坂井市坂井町大味64字1番

氏名 株式会社リコー 福井事業所
事業所長 杉山 邦利

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-72-2700

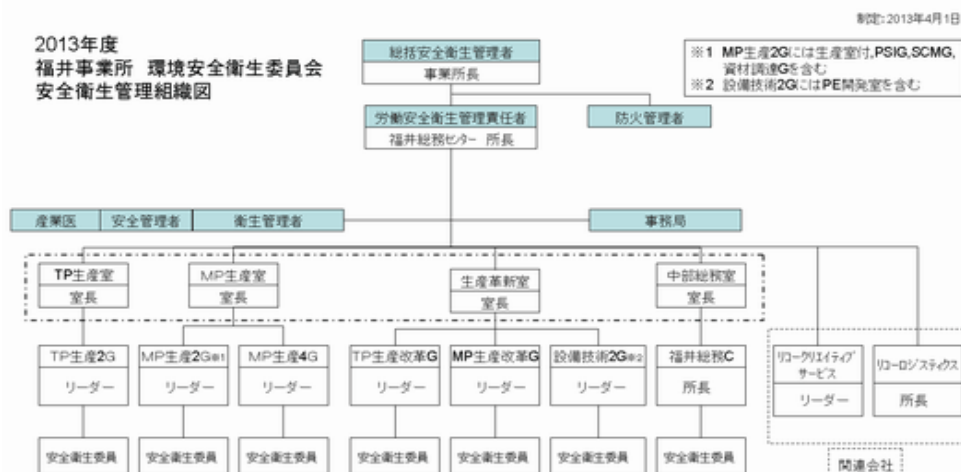
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社リコー 福井事業所
事業場の所在地	福井県坂井市坂井町大味64字1番
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E16 (化学工業)
②事業の規模	製造品出来高額 (平成24年1月～12月) 感熱紙分野 6247百万円 トナー分野 5906百万円
③従業員数	324人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 引火性廃油…焼却→埋立

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	97	t
	（これまでに実施した取組） 歩留り向上テーマ、原材料ロス改善テーマなどの工程の改善をして効果をあげている。 2012年度排出物削減テーマ件数：36件実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	90	t
	（今後実施する予定の取組） 生産量が前年度同等の計画である中でも、 2013年度削減テーマ：6件をあげ、発生を抑制している。 これらのテーマは月次で進捗管理をしている。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 危険物取り扱い品のため、屋内倉庫にて廃棄物の名称及び取り扱っている化学物質を明記して保管
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状どおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成24年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	26 t
(これまでに実施した取組) 自己中間処理の設備として、廃液処理（規模が小さいため廃掃法上の廃棄物処理施設には該当しない）の施設を有しており、廃液排出量1/1000に減容し、排出している。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	25 t
(今後実施する予定の取組) 現状どおり、自己中間処理を実施します。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	71 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	59 t	t
	再生利用業者への処理委託量	54 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	12 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5 t	t
(これまでに実施した取組) 排出事業者の責任として、廃棄物業者監査制度を立ち上げ、契約業者を訪問して、処理状況の現地確認、法遵守状況の確認を実施している。 2009年度より、リコーグループ内で優良処理事業者の認定制度を開始し、これまでに福井事業所が契約をしている処理業者3社、収集運搬業者1社に、リコーグループの優良認定をさせていただいた。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	65 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	52 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	50 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	10 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	5 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>北陸地区での中間処理業者の処理能力改善が進んできたことを背景に、近隣県の業者へのシフトを行い、CO₂の削減、処理コストの低減活動を進めている。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。